

# 出店申込み要領

- 目的 北国の短い夏を全ての市民が楽しめる各種行事を実施し、道北市町村との連携を図り旭川を代表する観光行事として育成するとともに、滞在型観光の促進を通じて本市の経済発展に寄与する。
- 申込資格 旭川市内の飲食店とし、1 飲食店 1 申込とします。また、同一経営者にて複数の店舗がある場合、店舗ごとの申込はできますが、出店は 1 店舗とします。(抽選会にて 1 店舗当選時に、その他の店舗は辞退頂きます)尚、調査の結果、申込書他書類記載内容等に虚偽の事実があったり、
  - (1)暴力団又は暴力団に類似する者 (2)1に経営が支配、若しくは関与されている者
  - (3)暴力団と同一生計にあるもの (4)1～3の内容と極めて類似される者と判断した場合は、出店の受付を取り消します。

一般枠は現在  
飲食店を営業されている  
方に限ります
- 出店資格 抽選会にて当選された方(店舗)が出店権利を有します。**如何なる場合も出店権利を譲渡することは出来ません。**又、出店者が共同で出店する場合でも、委員会への事前の届け出が必要です(申込時)。
- 出店条件 下記の全ての条件を満たす方のみ、出店が可能です。
  - (1)出店規約・ルールを遵守すること。また、実行委員会・道路管理者等の指導・指示に従うこと。
  - (2)費用 ※出店抽選会にて当選の際にご入金頂きます(ご入金無い場合、出店権利を取り消す事もございます)

◎出店料 1 テント(3日間)奥行3.6m×横幅5.4m **85,000円 + 運営協力費 20,000円**

  - (3)営業時間 1 日目/16:00～22:00 2 日目/14:00～22:00 3 日目/11:00～22:00
  - (4)責任者の常駐 会期中、終日テント内に代表者もしくは出店責任者の常駐が必要です。
  - (5)事前に行う出店者会議(7月3日予定)への出席が必要です。
  - (6)次の何れかの団体にも属していない方(店舗)は、何れかの団体入会にご協力願います。
    - 1.旭川観光社交組合 2.北海道料理飲食業生活衛生同業組合旭川支部 3.北海道麺類飲食業生活衛生同業組合旭川支部
    - 4.北海道鮭商生活衛生同業組合旭川支部 5.旭川ホテル旅館協同組合 6.(社)北海道全調理師会旭川支部 7.旭川地方食品衛生協会
    - 8.(社)日本バーテンダー協会旭川支部 9.ラーメンの会旭川 10.旭川商工会議所 11.(一社)旭川観光コンベンション協会
  - (7)会期中また終了後、実行委員会の定めるところで「清掃活動」への参加
- 申込 下記の3点の書類を期日までにご提出下さい
  - ①下記「出店申込書」 ※必ず押印のこと
  - ②経営者の住民票(省略のないもので3ヶ月以内に発行されているもの) 原本 1部  
※経営者と出店責任者が異なる場合は出店責任者の住民票も必要です。※コピー不可(複数申込みは除く)
  - ③保健所発行の営業許可書の写し(コピー) 1部  
※5年臨時営業許可事業者(市内)はその許可証コピーも添付して下さい。

【書類提出先】  
◇旭川夏まつり実行委員会 ◇らーめん一蔵本店 ◇大雪さんろくまつり出店事務局
- その他 本書に定めのない事項については、後日配布する出店規約に従うものとします。



営業許可証 見本

道路使用許可等の都合により諸条件が変更になる場合がございます

キトリ線

## 第38回大雪さんろく祭り出店申込書

提出日/平成29年 月 日

店名	
住所	FAX.
(法人名)	) 複数店申込み(有・無)
経営者氏名	印
自宅住所	
出店責任者氏名	
自宅住所	

【メールアドレス】 @

※出店申込をされた時点で、出店要領に同意したものとします。実行委員会は出店に関わる全ての権限を有します。

### 販売品目(予定)

※いずれかに○印を付け、品目をご記入下さい  
※当選後、申請時に正式に必要なになります

食品・物販

【ご意見・要望等】